

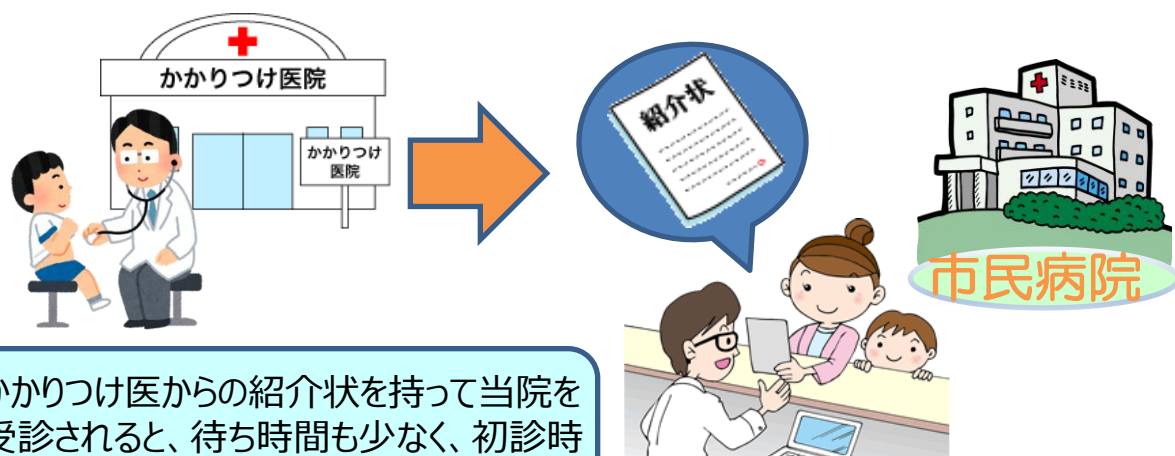
平成29年10月1日から 初診時選定療養費が改定されました

現在、紹介状を持たずに当院を受診される初診の患者さんには、健康保険の自己負担分とは別に、初診時選定療養費をご負担いただいております。

平成29年10月1日より、1,080円から2,160円へ改定されました。また、ご負担いただく方も下記のとおり変更されました。

選定療養費	2,160円
ご負担いただく患者さん	<ul style="list-style-type: none"> ・他院からの紹介状を持参せずに、当院を受診される方 ・治療期間が終了（治癒）後に、再び受診される方 ・任意に診療を中止し、原則、約1ヵ月経過後に受診される方 ・当院以外で受けた健診の結果、要精検となり当院を受診される方 ・医科（歯科）を受診されている方が、歯科（医科）を受診されるとき ・<u>救急外来を受診された方（受診後、即入院になった場合を除く）</u> ・<u>後期高齢医療保険対象者の方</u>
ご負担不要となる患者さん	<ul style="list-style-type: none"> ・他院からの紹介状を持参された方 ・国の公費負担医療受給者の方 ・地方単独の公費負担医療受給者の方 ・受診後、即入院となった方 ・当院の診療科（医科）を受診中の方で、他診療科（医科）を受診される方 ・労災、交通事故、当院での健診、H I V感染者、分娩のいずれかに該当する方

※厚生労働省は「医療機関の機能分担」の推進のため、200床以上の病院において他の保険医療機関等からの紹介なしに受診した初診の患者さんから、初診料以外に各病院で定めた初診時選定療養費を徴収する制度を定めております。



かかりつけ医からの紹介状を持って当院を受診されると、待ち時間も少なく、初診時選定療養費のご負担もありません。